

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条 4 一般要求事項 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.2 22.4 22.8 22.20 22.43 22.52	箇条22 構造 22.2 据置形機器の場合、確実に電源から遮断可能な手段をもっていなければならない。 22.4 液体を加熱する機器及び過度の振動を発生する機器は、コンセントに直接差し込むピンを備えていてはならない。 22.8 工具を用いずに触れることが可能で、かつ、通常使用時に清掃する可能性がある仕切空間をもつ機器の場合は、清掃中電気接続部に引張力が加わらない構造でなければならない。 22.20 断熱材が耐腐食性、耐吸湿性かつ不燃性でない限り、充電部と断熱材とが直接接触することがない構造でなければならない。 22.43 異なる電圧に調節することができる機器は、その設定が偶然変わるおそれがない構造でなければならない。 22.52 使用者が接触可能なクラスⅠ機器以外の出力コンセント及び機器用アウトレットは、クラスⅠ機器が接続でき	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ない構造でなければならない。	
				22.54	22.54 ボタン電池及びR1電池は、工具を用いることなく接触可能であってはならない。	
				22.55	22.55 使用者が機器の意図する機能を停止するために操作する装置は、形状、サイズ、表面の手触り又は配置によって、その他の手動装置に対して識別可能でなければならない。	
				22.58	22.58 機器用インレットによって主電源に接続する機器は、コードセット又は適切な可とうコードを接続するためのコネクタをもたなければならない。	
				箇条23	箇条23 内部配線	
				23.6	23.6 内部配線の上に付加絶縁としてスリーブをかぶせる場合、両端での固定によってスリーブを所定の位置に保持するか、又は破る若しくは切断しないとスリーブを取り除くことができないようにしなければならない。	
				23.8	23.8 アルミニウム電線は、内部配線として用いてはならない。	
				23.9	23.9 接触圧力が加わる部分で、より線は、はんだによって束ねてはならない。	
				箇条24	箇条24 部品	
				24.2	24.2 機器には、次のものを取り付けてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				24.6	－ 可とうコードの中間に接続したスイッチ、自動調節器、電源装置など。等 24.6 電源に直接接続され、かつ、機器の定格電圧に対して不十分な基礎絶縁しかもたないモータの動作電圧は、規定の値を超えてはならない。	
				24.7	24.7 主給水管に恒久的に接続することを意図した機器は、着脱可能なホースセットによって接続してはならない。	
				箇条25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.1	25.1 固定配線に恒久的に接続することを意図した機器以外の機器は、次のいずれかの電源への接続手段をもっていなければならない。 － 差込プラグ付きの電源コード。この場合、プラグの電流定格及び電圧定格は、関連する機器に対応する定格以上である。 － 少なくとも機器に要するものと同程度の耐湿性をもつ機器用インレット － コンセントに直接差し込むピン	
				25.2	25.2 複数の電源用の据置形機器以外の機器は、主電源への複数の接続手段をもっていない。	
				25.3	25.3 固定配線に恒久的に接続することを意図した機器	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				25.5	は、次のいずれかの主電源への接続手段をもっていなければならない。 a) 可とうコードを接続するための一組の端子部及びコード止め b) 直付けした電源コード、等 25.5 電源コードは、次のいずれかによって機器に取り付けなければならない。 － X形取付け － Y形取付け － 第2部の個別規格で認めている場合、Z形取付け	
				25.16	25.16 X形取付けのコード止めは、次の構造及び配置でなければならない。 － コードの交換が容易に可能である。 － 張力防止及びねじれ防止方法が明確である。等	
				25.17	25.17 Y形取付け及びZ形取付けのコード止めは、適切でなければならない。	
				25.18	25.18 コード止めは、工具を用いたときにだけ触れることが可能な配置であるか、又は工具を用いたときにだけコードを取り付けることが可能な構造でなければならない。	
				25.19	25.19 X形取付けの場合、可搬形機器にグラウンドをコード	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				25.21	止めとして用いてはならない。 25.21 X形取付け電源コードを接続するための空間又は固定配線を接続するための空間は、次の構造でなければならない。 － カバーを取り付ける前に電源電線が正しい位置にあり、かつ、正しく接続しているか否かを調べることが可能である。 － 導体又はその絶縁物を損傷することなく、カバーを取り付けることが可能である。 － 可搬形機器の場合、絶縁を施していない導体端末部が端子から外れたときに、可触金属部に接触しない。	
				25.24	25.24 相互接続コードは、コードが外れたとき、この規格に適合しなくなる場合は、工具を用いずに着脱可能であってはならない。	
				25.25	25.25 コンセントに直接差し込む機器のピンの寸法は、関連するコンセントの寸法と合っていないなければならない。	
				箇条26	箇条26 外部導体接続端子	
				26.1	26.1 機器は、外部導体を接続するために、規定に従った平形接続子のメールタブ、ねじ形端子、ねじなし形端子及び締付装置などの端子又はこれらと同等の効果がある装置がなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条28 28.2	箇条28 ネジ及び接続 28.2 電気接続部及び接地導通を行う接続は、収縮したりひずんだりするおそれがある非セラミック製絶縁物を通して、接触圧力を伝えないような構造でなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するように設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.1 箇条21 21.3 箇条22 22.46	箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。 電子回路は、故障状態になっても、機器が感電、火災、傷害又は危険な誤動作を起こさないように設計し、使用しなければならない。 箇条21 機械的強度 21.3 コンセントに差し込むためのピンをもつ機器は、プラグの部分回転する場合、電気接続及び内部配線へのストレスが発生するまで回転しないように、機械的なストッパを備えなければならない。 箇条22 構造 22.46 この規格に適合することを確実にするために、プログラマブル保護電子回路を用いる場合、ソフトウェアは、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.61	規定の故障／エラー状態を制御するための手段を含まなければならない。 22.61 使用者が接触可能な機器用アウトレット（機器の附属品として供給することを意図したものを除く。）及び使用者が接触可能なコンセントは、機器用アウトレット又はコンセントの電流定格以下の電流定格をもつ次のいずれかの保護装置によって保護しなければならない。 － 規定の規格に適合した機器用の回路遮断器 － 使用者が交換できないヒューズリンク	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.1 7.5 7.12.4	箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 機器には、次の表示を行わなければならない。 － 定格電圧又は定格電圧範囲 － 電源の種類の記事号 － 定格入力又は定格電流、等 7.5 複数の定格電圧又は一つ以上の定格電圧範囲を表示した機器には、その各々の電圧又は電圧範囲ごとに、定格入力又は定格電流を表示しなければならない。 7.12.4 埋込形機器の取扱説明書又は据付説明書は、次の関連情報を含んでいなければならない。 － 機器が必要とする空間の大きさ － この空間内で機器を支持及び固定する手段の寸法及	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				7.12.5	び位置 ー 機器の種々の部分と周囲の構造物との最小距離、等 7.12.5 電源コードについて、取扱説明書又は据付説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 ー 特別に製作したコードをもつX形取付けの機器の場合：電源コードが破損した場合、製造業者又はそのサービス代理店から入手可能な特別なコード又はその組立品と交換しなければならない。等	
				7.12.6	7.12.6 非自己復帰形温度過昇防止装置を用いる場合、電源の遮断によってリセットする非自己復帰形温度過昇防止装置を内蔵した機器の取扱説明書又は据付説明書には、次の趣旨の注意書きを含めなければならない。 注意：温度過昇防止装置の不慮のリセットによる危険をなくすために、この機器は、タイマなどの外部開閉装置を介して給電してはならず、また、利便上定期的に開閉する回路に接続してはならない。	
				7.12.7	7.12.7 固定形機器の取扱説明書又は据付説明書は、機器をその支持体に固定する方法について明示しなければならない。	
				7.12.8	7.12.8 着脱可能なホースセットによって主給水管に接続する機器の取扱説明書又は据付説明書は、機器に供給す	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				簡条24 24.5	る新しいホースセットを用いる必要があり、かつ、古いホースセットは再使用しない方がよい旨を明示しなければならない。 簡条24 部品 24.5 モータの補助巻線に用いるコンデンサには、電圧定格及び定格静電容量を表示しなければならず、かつ、これらの表示に従って用いる。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	簡条22 22.16 22.18 22.31 22.32	簡条22 構造 22.16 自動式巻取り機構は、次の原因とならない構造でなければならない。 ー 可とうコード被覆の過度の摩耗又は損傷 ー 導体心線の断線 ー 接触部の過度の摩耗 22.18 導電部その他の金属部で、腐食によって危険が生じるおそれがある部分は、通常使用状態の下で耐腐食性をもっていなければならない。 22.31 沿面距離及び空間距離は、摩耗の結果、規定の値未満に減少してはならない。 22.32 付加絶縁及び強化絶縁は、機器内部の摩耗による汚染物の堆積によって、沿面距離及び空間距離が、規定の値未満に減少しない構造であり、また、そのように保護しな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.42	なければならない。 22.42 機器の寿命期間内に、部品のインピーダンスが大きく変化するおそれがあるとはならない。	
				箇条23	箇条23 内部配線	
				23.3	23.3 通常使用時に又は使用者による保守時に動くことがある機器の異なった部分相互間で、電気接続部及び内部導体（接地用のものを含む。）に過大な応力が加わってはならない。	
				箇条25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.14	25.14 電源コード付きの運転中に動かす機器又は可搬形機器で通常の使用状態で定置して用いないシースなしの平形コードをもつ機器は、コード引込部のところで過度の屈曲から十分保護した構造でなければならない。	
				箇条27	箇条27 接地の手段	
				27.4	27.4 外部導体の接続を意図した接地端子の各部は、その部分に接地導体の銅の部分と接触することによって、又はその部分に接触する他の金属によって腐食が生じるおそれがないようにしなければならない。	
				箇条31	箇条31 耐腐食性 さ（錆）びることによって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防せい（錆）対策を十分に	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					施さなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条6 6.1 6.2 箇条7 7.1 7.12 箇条15 15.1 15.3	箇条6 分類 6.1 クラス0機器は、定格電圧が150V以下の屋内用の機器についてだけ認める。 6.2 機器は、水の有害な浸入に対し、適切な保護等級をもたなければならない。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 機器には、次の表示を行わなければならない。 ー 水の有害な浸入に対する保護等級に応じたIPコード 7.12 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 ー この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人（子供を含む。）が単独で機器を用いることを意図していない。 ー この機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。 箇条15 耐湿性等 15.1 機器の外郭は、機器分類に従った水に対する保護等級を備えていなければならない。 15.3 機器は、通常使用時に生じる湿気に耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条22 22.44 箇条29 29.2	箇条22 構造 22.44 機器は、玩具のような形状及び装飾をもつ外郭を備えてはならない。 箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 29.2 機器は、材料グループ及び汚損度を考慮して、沿面距離がその動作電圧に対応した値以上でなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条22 22.21 箇条23 23.10 箇条24 24.1 箇条25 25.7	箇条22 構造 22.21 木材、綿、絹、紙その他これらに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用いてはならない。 箇条23 内部配線 23.10 機器を主給水管に接続するための外部ホースに組み込んだ内部配線の絶縁及びシースは、少なくとも、ライトビニルシースコードと同等でなければならない。 箇条24 部品 24.1 部品は、合理的に適用可能な限り、該当部品に関する規格に規定された安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 クラスⅢ機器以外の機器の電源コードは、次のいず	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				25.23	れかのタイプでなければならない。 － ゴム被覆 － ポリクロロプレン被覆 － ポリ塩化ビニル被覆、等 25.23 相互接続コードは、電源コードの要求事項に適合しなければならない。	
				箇条30	箇条30 耐熱性及び耐火性	
				30.1	30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を支持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている熱可塑性絶縁物は、その劣化によって、機器がこの規格に適合しなくなるおそれがないように、十分な耐熱性をもっていなければならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条8 8.1 箇条22 22.24 22.25	箇条8 充電部への接近に対する保護 8.1 機器は、充電部への偶然の接触に対して適切な保護をする構造であり、かつ、覆っていないなければならない。 箇条22 構造 22.24 クラス III 機器又は充電部を含まないクラス III 構造以外にある裸の電熱素子は、それが切れたときに電熱導体が可触金属部に接触するおそれがないように支持していなければならない。 22.25 機器は、垂れ下がった電熱導体が可触金属部に接触	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.29	することがない構造でなければならない。 22.29 固定配線に恒久的に接続するクラスⅡ機器は、設置後、充電部への接触に対する保護が十分に維持可能な構造でなければならない。	
				22.33	22.33 通常使用時に触れることが可能な導電性の液体又は触れる可能性がある導電性の液体、及び接地していない可触金属部と接触する導電性の液体は、充電部、及び基礎絶縁だけによって充電部から分離する非接地金属部に直接接触してはならない。	
				22.34	22.34 操作用ノブ、ハンドル、レバーその他これらに類する部分のシャフトは、その部分を外したときにシャフトに触れられない場合を除き、充電部であってはならない。	
				22.35	22.35 クラスⅢ構造以外の構造の場合、通常使用時に保持又は操作を行うハンドル、レバー及びノブは、その基礎絶縁の不良が生じたときに充電部となってはならない。	
				22.36	22.36 クラスⅢ機器以外の機器の場合、通常使用時に連続して手で保持するハンドルは、通常の方法で握ったときに使用者の手が金属部に触れるおそれがない構造でなければならない。	
				22.37	22.37 クラスⅡ機器の場合、コンデンサは充電部と可触金属部との間に接続してはならない。さらに、コンデンサの	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条25 25.22 箇条26 26.1 26.5 26.7	ケースが金属製の場合は、付加絶縁によって可触金属部から絶縁しなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、次によらなければならない。 ー コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような配置か又はそのように囲っていないなければならない。 箇条26 外部導体接続端子 26.1 端子は、充電部を含まないクラスⅢ機器の端子を除き、工具を用いずに着脱できないカバーを取り外さないと接触できないようにしなければならない。 26.5 X形取付けの機器の端子は、導体を取り付けるときに、より線の素線の1本が端子からはみ出て他の部分に偶然接触した場合に、危険な結果を招くおそれがないような位置にするか、又は覆っていないなければならない。 26.7 X形取付け用端子は、充電部を含まないクラスⅢ機器を除き、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。	
第 七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条8 8.1.4 箇条13	箇条8 充電部への接近に対する保護 8.1.4 保護インピーダンスの場合、その部分と電源との間の電流は、規定の値以下でなければならない。 箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				13.1	13.1 動作温度において機器の漏えい電流は、過度になつてはならず、かつ、機器は十分な耐電圧性能をもっていなければならない。	
				箇条16	箇条16 漏えい電流及び耐電圧	
				16.1	16.1 機器の漏えい電流は過大であつてはならず、かつ、その耐電圧強度は適切でなければならない。	
				箇条22	箇条22 構造	
				22.5	22.5 差込プラグ又はコンセントに直接差し込むピンを用いて主電源に接続する機器は、通常使用時に、二つのピン間の静電容量が規定の値以上の充電されたコンデンサによって、ピンに触った場合に感電する危険がない構造でなければならない。	
				22.42	22.42 保護インピーダンスは、複数の部品で構成しなければならない。	
				箇条27	箇条27 接地の手段	
				27.1	27.1 基礎絶縁の不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス0Ⅱ機器及びクラスⅡ機器の可触金属部は、規定の試験に適合しない装飾カバーの内側にある金属部も含めて、機器内の接地端子又は機器用インレットの接地極に恒久的かつ確実に接続しなければならない。	
				27.2	27.2 接地端子の締付部は、偶発的に緩むおそれがないよ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条28 28.4	うに確実に固定していなければならない。 箇条28 ねじ及び接続 28.4 機器の異なった部分相互間の機械的接続に用いるねじ及びナットを、電氣的接続部又は接地導通を行う接続部としても用いる場合、それらに緩み止めを施さなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11 11.1 箇条13 13.1 箇条14 箇条15 15.1	箇条11 温度上昇 11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の温度になってはならない。 箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 13.1 動作温度において機器の漏えい電流は、過度になつてはならず、かつ、機器は十分な耐電圧性能をもっていなければならない。 箇条14 過渡過電圧 機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければならない。 箇条15 耐湿性等 15.1 機器は、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。さらに、検査の結果、沿面距離又は空間距離が規定の値未満に減少するおそれがある水の痕跡が絶縁上にあつてはならない。コンセントに差し込むためのピンをもつ機器	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				15.2	及び機器の部分は、外郭内に水が入っていないはならない。 15.2 通常使用時に液体がこぼれるおそれがある機器は、液体のこぼれによって、電気絶縁に影響を及ぼさないような構造でなければならない。	
				箇条16	箇条16 漏えい電流及び耐電圧	
				16.1	16.1 機器の漏えい電流は過大であってはならず、かつ、その耐電圧強度は適切でなければならない。	
				箇条17	箇条17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使用時に生じやすい短絡によって、変圧器の内部又は変圧器に接続した回路の温度が過度にならない構造でなければならない。	
				箇条22	箇条22 構造	
				22.6	22.6 機器は、冷たい面の上で結露するおそれがある水、又は機器の容器、ホース、カップリングその他これに類するものから漏れるおそれがある液体によって、その電気絶縁に影響を受けない構造でなければならない。	
				22.9	22.9 機器は、絶縁部、内部配線、巻線、整流子、スリップリングなどの部分が油、グリース又はこれらと同様な物質にさらされることがない構造でなければならない。	
				22.27	22.27 保護インピーダンスを通して接続する部分は、二重	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.28	絶縁又は強化絶縁によって絶縁しなければならない。 22.28 通常使用時にガス管又は主給水管に接続するクラスⅡ機器の場合、ガス管に導電的に接続する金属部又は水に接触する金属部は、二重絶縁又は強化絶縁によって、充電部から絶縁しなければならない。	
				22.31	22.31 沿面距離及び空間距離は、摩耗の結果、規定の値未満に減少してはならない。 付加絶縁部及び強化絶縁部については、電線、ねじ、ナット、ばねなどの部分が緩んだり、脱落したりした場合に、充電部と可触部分との間の空間距離及び沿面距離が付加絶縁の値未満に減少してはならない。	
				22.53	22.53 機能接地部分を組み込んだクラスⅡ機器は、充電部と機能接地部分との間に、少なくとも二重絶縁又は強化絶縁をもたなければならない。	
				箇条23	箇条23 内部配線	
				23.4	23.4 裸の内部配線は、通常使用時に、沿面距離及び空間距離が規定の値未満に減少しないような硬さであり、かつ、確実に固定しなければならない。	
				箇条25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.4	25.4 電線管入口、ケーブル入口及びノックアウトは、電線管又は電線を接続しても、沿面距離及び空間距離が規	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				25.12	定の値未満に減少しない構造又は配置にしなければならない。	
				25.20	25.12 電源コードを外郭の一部に成型する（埋め込む）場合、電源コードの絶縁が損傷してはならない。	
				26.3	25.20 Y形取付け及びZ形取付けの場合、電源コードの導体は、クラス0、クラスOI及びクラスI機器は基礎絶縁によって、また、クラスII機器は付加絶縁によって、可触金属部から絶縁しなければならない。	
				箇条29	26.3 端子は、電線の締付部を締め付けたり緩めたりした場合に、次のように固定していなければならない。 ー 沿面距離及び空間距離が規定の値未満にならない。	
					箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離、沿面距離及び固体絶縁をもたなければならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条11	箇条11 温度上昇	
				11.1	11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の温度になってはならない。	
				箇条19	箇条19 異常下における動作	
				19.1	19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険に対する保護に影響を及ぼす機械	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条22 22.17 箇条30 30.2	的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。 箇条22 構造 22.17 機器が壁を過熱しないようにすることを目的としたスぺーサは、機器の外部から手によって又はねじ回し若しくはスパナによって、それらを取り外すことができないように固定しなければならない。 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11 11.1 箇条22 22.13	箇条11 温度上昇 11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の温度になってはならない。 箇条22 構造 22.13 通常使用状態でハンドルをつかんだときに、通常使用時に短時間だけ保持するハンドルについての規定値を超える温度上昇部分が操作者の手に接触しないような構造でなければならない。	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条20 20.1	箇条20 安定性及び機械的危険 20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなけ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。		20.2	なければならない。 20.2 機器の使用と運転とが両立する限り、機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲っていなければならない。	
				箇条22	箇条22 構造	
				22.14	22.14 機器には、機器の機能上必要でない限り、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。	
				22.15	22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類するものは滑らかであり、かつ、面取りを十分施していなければならない。	
				箇条23	箇条23 内部配線	
				23.1	23.1 配線路は、滑らかでなければならず、かつ、とがった角があってはならない。	
				23.2	23.2 充電電線にかぶ（被）せたビーズ及びセラミック製の絶縁物は、その位置が変わらないようにするため又はとがった角に当たらないようにするため、固定するか又は適切な位置にあるようにしなければならない。	
				箇条25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.9	25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				25.13 箇条28 28.1	に接触してはならない。 25.13 電源コード引込部の開口部は、電源コードの被覆及びシースに損傷の危険がない構造でなければならない。 箇条28 ねじ及び接続 28.1 故障することによってこの規格に適合しなくなるおそれがある締付部、電気接続部及び接地導通を行う接続部は、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条20 20.2 箇条21 21.1 21.2 箇条22 22.3	箇条20 安定性及び機械的危険 20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、着脱できない部分であって、かつ、十分な機械的強度をもっていなければならない。 箇条21 機械的強度 21.1 機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければならない。 21.2 固体絶縁の可触部分は、鋭い器具による貫通を防止可能な、十分な強度がなければならない。 箇条 22 構造 22.3 コンセントに直接差し込むためのピンをもつ機器は、コンセントに過度の張力を加えるものであってはな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.7	らない。ピンを保持する手段は、ピンが通常使用状態で受ける力に耐えなければならない。 22.7 通常使用時に液体若しくは気体を入れる機器又は水蒸気発生装置をもつ機器は、過度の圧力が加わることによって生じる危険に対する十分な安全措置を講じていなければならない。	
				22.11	22.11 充電部への接触若しくは湿気、又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は、確実な方法で取り付けるとともに、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。	
				22.12	22.12 ハンドル、ノブ、グリップ、レバー及びこれらに類する機能をもつ部分が緩んだ結果、窒息による危険を含み、危険を引き起こす場合は、通常使用時に緩むことがない確実な方法で取り付けなければならない。	
				箇条23	箇条23 内部配線	
				23.3	23.3 通常使用時に又は使用者による保守時に動くことがある機器の異なった部分相互間で、電気接続部及び内部導体（接地用のものを含む。）に過大な応力が加わってはならない。	
				箇条25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.15	25.15 電源コード付きの機器、及び可とうコードによって	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				25.22	固定配線に恒久的に接続することを意図した機器は、コード止めをもっていなければならない。 25.22 機器用インレットは、次によらなければならない。 － 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外した場合に、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。	
				箇条26	箇条26 外部導体接続端子	
				26.3	26.3 X形取付け用端子及び固定配線の電線への接続用端子は、金属表面の間で十分な接触圧力で締め付けるときに導体を損傷させないような構造でなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19	箇条19 異常下における動作	
				19.13	19.13 試験中に、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。	
				箇条22	箇条22 構造	
				22.22	22.22 機器は、アスベストを含んではならない。	
				22.23	22.23 機器には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油を用いてはならない。	
				22.41	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。	
				箇条32	箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性	
				32.1	32.1 機器は、通常使用中の動作による毒性その他これに	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					類する危険があつてはならない。	
第 十 三 条	電気用品から 発せられる電 磁波による危 害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条32 32.1 32.2	箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性 32.1 機器は、有害な放射を発生してはならない。 32.2 機器は、通常使用での動作によって、光放射による危険を引き起こしてはならない。	
第 十 四 条	使用方法を考 慮した安全設 計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.1 箇条22 22.40 22.49 22.50 22.51	箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。 箇条22 構造 22.40 危険を生じさせることなしに、連続的、自動的、又は遠隔的に運転できる機器を除き、遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先される構造でなければならない。 22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されているこ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.62	とを示す視覚的表示がなければならない。 22.62 公衆のネットワークを介した遠隔通信は、この規格への適合を損なってはならない。	
第 十 五 条 第 1 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.13	箇条 19 異常下における動作 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。	
第 十 五 条 第 2 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.11.4.8 19.13 箇条20 20.2 箇条22 22.10	箇条 19 異常下における動作 19.11.4.8 機器は、動作サイクルの電圧減少が発生した時点から（発生前と同様に）通常どおりに動作を続けるか、又はそれを再始動するために手動操作が必要でなければならない。 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過電流保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となつてはならない。 箇条22 構造 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。	
第 十 五 条 第 3 項	始動、再始動 及び停止によ る危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人 体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え るおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.13	箇条19 異常下における動作 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、 機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつ てはならない。	
第 十 六 条	保護協調及び 組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電 系統や組み合わせる他の電気用品を考慮 し、異常な電流に対する安全装置が確実に 作動するよう安全装置の作動特性を設定す るとともに、安全装置が作動するまでの間、 回路が異常な電流に耐えることができるも のとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.1 10.2 箇条17 箇条19 19.1	箇条10 入力及び電流 10.1 機器に定格入力が表示されている場合、通常動作温 度における入力は、定格入力から、規定の許容値を超える 差があつてはならない。 10.2 機器に定格電流が表示されている場合、通常動作温 度における電流は、定格電流から、規定の許容値を超える 差があつてはならない。 箇条17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常 使用時に生じやすい短絡によって、変圧器の内部又は変 圧器に接続した回路の温度が過度にならない構造でなけ ればならない。 箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作 によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				19.11	に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。 19.11 ヒューズを作動させることによって、故障状態の下での機器の安全性を確保する場合は、規定の試験に適合しなければならない。	
				箇条25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.8	25.8 規定の規格に適合するコード又はキャブタイヤケーブル以外の電源コードの導体は、規定の値以上の公称断面積をもつものでなければならない。	
				25.23	25.23 相互接続コードの導体の断面積は、規定の試験のときに導体に流れる最大電流に基づいて決め、機器の定格電流にはよらない。	
				箇条26	箇条26 外部導体接続端子	
				26.6	26.6 X形取付け用端子及び固定配線へのケーブルの接続用端子には、規定の公称断面積をもつ導体のうちのいずれかを接続可能でなければならない。	
第 十 七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条19	箇条19 異常下における動作	
				19.1	19.1 電子回路は、故障状態になっても、機器が感電、火災、傷害又は危険な誤動作を起こさないように設計し、使用しなければならない。	
				19.11.4	19.11.4 保護電子回路を組み込んでいる機器は、イミュニ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				19.13	ティ試験に適合しなければならない。 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。	
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.4 7.14 7.15	箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.4 機器が異なった定格電圧又は定格周波数に調節可能な場合、調節済みの電圧又は周波数が明確に判別可能でなければならない。 7.14 この規格で要求する表示は、容易に判読可能で、かつ、耐久性がなければならない。 7.15 規定の主な表示は、機器の主要部上に行わなければならない。 機器上の表示は、機器の外側から、ただし、必要な場合にはカバーを取り外した後、明確に識別可能でなければならない。	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度によ	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。	☒ 該当 ☐ 非該当	—	JIS C 9335-2-31 第2-31部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項 JIS C 9335-2-80 第2-80部：ファンの個別要求事項	扇風機及び換気扇は、第2部の個別規格で規定さ

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	る表示)	一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				れており、当該規格の適用範囲に含まれる。
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間	■該当 □非該当	一	JIS C 9335-2-40 第2-40部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項	電気冷房機は、第2部の個別規格で規定されており、当該規格の適用範囲に含まれる。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	■該当 □非該当	—	JIS C 9335-2-4 第2-4部：電気脱水機の個別要求事項 JIS C 9335-2-7 第2-7部：電気洗濯機の個別要求事項	電気洗濯機及び電気脱水機は、第2部の個別規格で規定されており、当該規格の適用範囲に含まれる。
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	□該当 ■非該当	—	—	テレビジョン受信機は、第2部の個別規格で規定されておらず、当該規格の適用範囲に含まれな

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				いため、非該当が妥当と考える。